

認知症高齢者グループホーム居住費助成がはじまります

○名古屋市では、平成30年1月から、認知症高齢者グループホームを利用する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費助成制度を開始します。

対象となる方

本制度の対象になるのは、名古屋市の被保険者で、認知症高齢者グループホームを利用している、以下の①～③のすべての要件に該当する方です。

所得要件	①市町村民税非課税世帯で、②本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下であること ※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること
資産要件	③預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること

助成費

月額20,000円（上限）

平成30年1月分以降の、認知症高齢者グループホームにかかる居住費（家賃・光熱水費）に対して助成します。

申請方法

助成を受けようとする方は、あらかじめ住所地の区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請を行い、助成認定証の交付を受けることが必要です。また、申請の際には以下の書類等を提出してください。

- ア 名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成認定申請書
- イ 金融機関等への調査にかかる同意書（アの裏面）
- ウ 預貯金額等内訳書
- エ 家賃等利用者負担額確認書（兼受領委任申出書）
- オ 預貯金通帳等の写し

※平成30年1月分から助成を受ける場合は、1月末日までに申請が必要です。

助成方法

助成の対象となる方は、利用するグループホーム事業者にあらかじめ助成認定証を提示し、本制度による助成費分を差し引いた金額をグループホーム事業者へ支払ってください。

後日、名古屋市からグループホーム事業者へ助成費を支払います。

● お問い合わせ・ご相談は ●

本制度に関するお問い合わせは、住所地の区役所福祉課または支所区民福祉課へおたずね
ください。

●千種区役所	TEL 753-1834	FAX 751-3120
●東区役所	TEL 934-1193	FAX 936-4303
●北区役所	TEL 917-6532	FAX 914-2100
●北区役所楠支所	TEL 901-2269	FAX 902-1843
●西区役所	TEL 523-4597	FAX 521-0067
●西区役所山田支所	TEL 501-4975	FAX 504-7409
●中村区役所	TEL 453-5366	FAX 453-8232
●中区役所	TEL 265-2321	FAX 241-6986
●昭和区役所	TEL 735-3913	FAX 731-8900
●瑞穂区役所	TEL 852-9394	FAX 851-1350
●熱田区役所	TEL 683-9405	FAX 682-0346
●中川区役所	TEL 363-4419	FAX 352-7824
●中川区役所富田支所	TEL 301-8376	FAX 301-8661
●港区役所	TEL 654-9692	FAX 651-1190
●港区役所南陽支所	TEL 301-8345	FAX 301-8411
●南区役所	TEL 823-9411	FAX 811-6366
●守山区役所	TEL 796-4605	FAX 793-1451
●守山区役所志段味支所	TEL 736-2192	FAX 736-4670
●緑区役所	TEL 625-3957	FAX 621-6841
●緑区役所徳重支所	TEL 875-2207	FAX 875-2215
●名東区役所	TEL 778-3045	FAX 774-2781
●天白区役所	TEL 807-3887	FAX 802-9726